

今治市の提案に関する対応方針

管理番号	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省庁	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 (R4. 12. 20閣議決定)
16	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととする。	厚生労働省	<p>5【国土交通省】</p> <p>(6) 建築基準法(昭25法201)</p> <p>(v) 建築基準適合判定資格者検定(5条)の受検資格(同条3項)については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。 ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。